

戸籍謄抄本等の交付請求の際における本人確認等の実施例

		東京都A区	東京都B区	北海道C市	群馬県D市	熊本県E市
根拠規定		要綱・細目	要綱・処理基準	要綱	事務取扱要領	要綱
個人からの請求の場合	本人確認書類	運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳、介護保険証等	(1点確認) 運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳、介護保険証等(顔写真が貼付され、写真に契印又は改ざん防止のための特殊加工がしてあるものに限る)	官公署の発行した旅券・免許証等(顔写真が貼付され、写真に契印又は改ざん防止のための特殊加工がしてあるものに限る)	(1点確認) 顔写真が貼付され氏名が記載されている文書(運転免許証、旅券、身体障害者手帳等)	運転免許証、旅券、顔写真付の住民基本台帳カード等
	上記の本人確認書類を持参していない場合	(1点確認) 写真付きの社員証・学生証 (2点確認) 預金通帳、キャッシュカード、診察券、定期券、消印のある本人宛郵便物等	(2点確認) 写真のない社員証・学生証、預金通帳・キャッシュカード、診察券、消印のある本人宛郵便物等	(複数確認) (同様の要件等が必要)、各種健康保険の被保険者証、国民年金手帳、預金通帳等	顔写真の添付されていない文書(各種健康保険の被保険者証、資格証明書、診察券等)	社員証、学生証、預金通帳、国民年金手帳等の提示を求め、かつ、本人しか知りえない個人情報等を質問する。
	書類による確認ができない場合	聴聞、電話等の方法で確認する。	戸籍及び戸籍の附票等に照らし可能な限り確認する。	本人しか知り得ない事項に関する質問等により確認する。	家族状況の聴き取り、請求者への連絡等により確認する。	
	代理人・使者による請求の場合	代理人・使者について本人確認を行う。	代理人・使者について本人確認を行う。	代理人・使者について本人確認を行う。		代理人・使者について本人確認を行う。 本人確認が couldn't be done たときは、請求者に対して電話による意思の確認を行う。

		東京都A区	東京都B区	北海道C市	群馬県D市	熊本県E市
個人からの請求の場合（続き）	郵送請求の場合	<p>本人確認書類の写しを添える。更に、交付請求者の住所を戸籍の附票等で照合する。</p> <p>附票等での送付先の確認が著しく困難な場合は、聴聞等により送付先を確認する。</p>	<p>申請者の住所地への送付により本人に交付したものとする。</p> <p>送付先が住所地以外の場合には、電話による聴聞又は本人確認ができる資料の送付を求め、確認がとれた場合に送付する。</p>			<p>証明書の送付先を、原則として、請求者の住所又は所在地とする。</p>
	本人確認ができない場合	あらためて本人確認書類を持参し請求するよう指導する。	あらためて身分証を持参し請求するよう指導する。		<p>交付請求に応じないものとし、請求者に対し、理由を口頭その他適切な方法で説明する。</p>	<p>本人確認ができなかつた旨を請求書に記載し、請求を受理するとともに、請求者に対し、請求がされた旨の告知書を送付することができる。</p> <p>告知書の作成に当たり、告知書の内容の記入、宛先・宛名の記入は、請求書持参人に行わせることができる。</p>

	東京都A区	東京都B区	北海道C市	群馬県D市	熊本県E市
法人からの請求の場合			社印を押印した請求書で確認する。	代表者印の押印等により確認する。	法人等の印により確認する。
請求事由の確認			請求事由を明示すべき場合において、その請求事由の真実性及び請求に係る者と請求者との関係の確認は、必要に応じ疎明資料の提示を求ることにより行うこととする。	第三者からの請求のときは、請求事由を確認できる疎明資料の添付又は提示を求め、これにより請求事由が明確でないときは口頭で質問することにより確認する。	第三者からの請求については、請求事由の真実性を確認するために、疎明資料を提出させる。 また、使用目的以外には使用しない旨の誓約、署名及び押印を求めることができる。